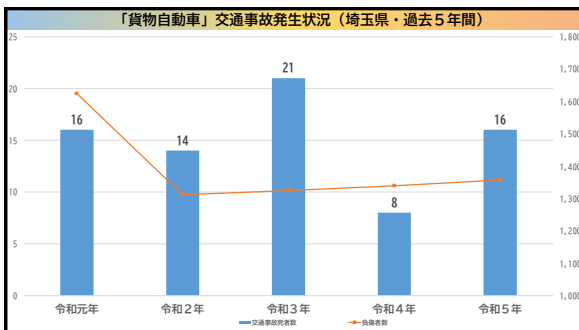
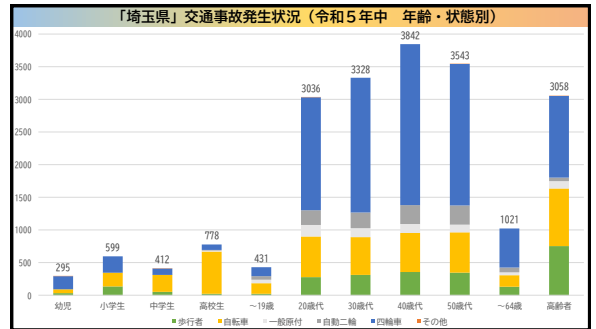
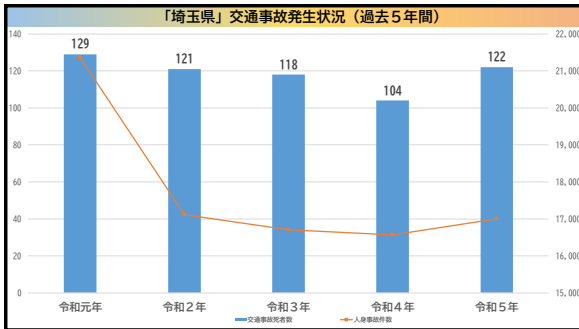


「交通安全」に向けて

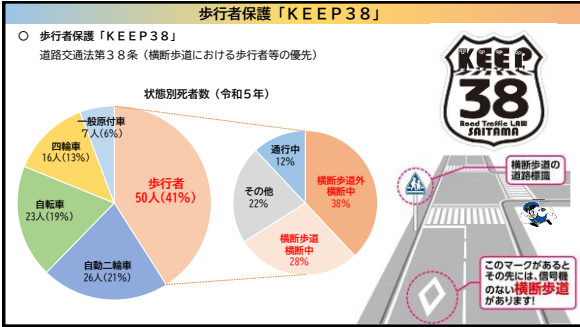
令和6年6月14日
埼玉県警察川越警察署



交通事故発生状況（埼玉県）



歩行者保護「KEEP38」



歩行者保護「KEEP38」

○ 歩行者保護「KEEP38」 道路交通法第38条（横断歩道における歩行者等の優先）

「信号機のない横断歩道」
一時停止率（2023年JAF調べ）

全国平均 **45.1%**
埼玉県 **38.9%**

歩行者保護「KEEP38」

○ ハイビーム（上向きライト）【道路交通法第52条第2項】
自動車等は、夜間、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、前照灯の光線を減じ、また照射の方向を**下向きにするなどの操作**をしなければならない。

ハイビームだと…（上向きライト）
右からの横断者が**見える!**

ロービームだと…（下向きライト）
右からの横断者が**見えにくい!**

ながら運転

ながら運転

○ 「ながら運転」による事故事例

- 京都府長岡京市：死亡事故
大型クレーン車の運転者が信号待ちの間にスマートフォンのゲームをし、その後発進した際、前方に止まっていたバイクに追突して、その運転者の女性を死亡させた。
⇒ 過失運転致死罪 禁固1年6か月、執行猶予5年（平成29年京都地裁判決）
- 福島県相馬市：ひき逃げ事故
ライトバンの運転者がスマートフォンのゲームしながら運転中、路肩に停止中の軽乗用車に追突し、さらに、同乗者の脇に立っていた男性をはねて死亡させ、逃走した。
⇒ 過失運転致死罪・道路交通法違反（ひき逃げ） 懲役3年6か月（平成29年福島地裁判決）
- 愛知県一宮市：死亡事故
トラックの運転者がスマートフォンのゲームに気を取られ、横断歩道を渡っていた小学生の男児をはねて死亡させた。
⇒ 過失運転致死罪 禁固3年（平成29年名古屋地裁判決）

ながら運転

○ 道路交通法一部改正（令和元年12月1日施行）
携帯電話などによる「ながら運転」の厳罰化（「罰則」「違反点」「反則金」の大幅引き上げ）
「ながら運転」による交通事故（平成30年） 2,790件（平成25年の5倍）
「ながら運転」による死亡事故率 約2.1倍（携帯電話を使用していないケースと比較）

- 携帯電話使用等（保持）違反
【罰則】 6月以下の懲役または10万円以下の罰金 ◀ 5万円以下の罰金
【違反点】 3点 ◀ 1点
【反則金】 18,000円 ◀ 6,000円（普通車）
- 携帯電話使用等（交通の危険）違反（携帯電話等の使用により交通事故が発生するなど）
【罰則】 1年以下の懲役または30万円以下の罰金 ◀ 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
【違反点】 6点 ◀ 2点
【反則金】 なし（罰則適用） ◀ 9,000円

飲酒運転

飲酒運転

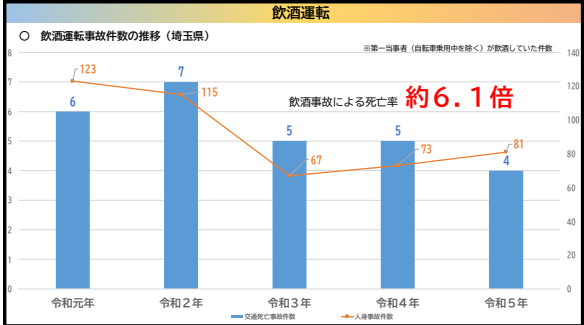
○ 飲酒運転根拠に向けた近年の主な法整備

- 平成13年 危険運転致死傷罪 新設 ▶ 赤名高速道路飲酒事故（平成11年）
新設運転のトラックが乗用車に衝突して路上
乗用車に同乗の1歳と3歳の子供が死亡
- 平成14年 酒気帯び運転 基準引き下げ（0.25mg/l⇒0.15mg/l）
違反点 引き上げ（酒気帯び0.25mg/l 6点⇒13点）
- 平成16年 飲酒検知拒否 罰則強化（5万円以下の罰金⇒30万円以下罰金） ▶ 福岡海の中道大橋飲酒事故（平成18年）
新設運転の乗用車が乗用車に衝突
衝突された乗用車に転落
乗用車に同乗の1歳と3歳の子供が死亡
- 平成19年 飲酒運転者 罰則強化
（酒気帯び 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
飲酒運転同辺者 罰則強化・新設（車両提供者、酒類提供者、同乗者）
- 平成21年 違反点 引き上げ（酒気帯び0.25mg/l 13点⇒25点）
- 平成26年 自動車運転死傷行為処罰法施行
- 令和4年 事業者に対する飲酒検知義務（運転前後の運転者の確認） ▶ 八街市児童死傷事故（令和3年）
飲酒運転の大型貨物車が下校中の小学生に衝突
小学生2名の死亡、3名の重傷

飲酒運転

【飲酒運転に関する罰則と行政処分】

- 道路交通法
 - ・ 酒酔い運転
 - 罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 違反点 35点（免許取消し：欠格3年）
 - ・ 酒気帯び運転
 - 罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 違反点 アルコール 0.25mg/l以上
25点（免許取消し：欠格2年）
アルコール 0.15mg/l以上0.25mg/l未満
13点（免許停止90日）
 - ・ 呼気検査拒否・妨害
 - 罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自動車運転死傷行為処罰法
 - ・ 危険運転致死傷罪
 - 2条（アルコール等により、通常な運転に照準して運転し、人を死傷させた罪）
罰則 死亡事故：1年以上有期懲役（上限20年）
負傷事故：15年以下懲役
 - 違反点 45～62点（免許取消し：欠格5～8年）
 - ・ 3条（アルコール等により、通常な運転に照準して運転し、人を死傷させた罪）
罰則 死亡事故：15年以下懲役
負傷事故：12年以下懲役
違反点 45～62点（免許取消し：欠格5～8年）
 - ・ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪
 - 罰則 12年以下懲役



飲酒運転

○ アルコールの分解時間

アルコール1単位（純アルコール20gを含む酒量）の分解 **男性約4時間 女性約5時間** ※個人差あり

・ 1単位のアルコールに相当する飲酒量

お酒の種類	ビール (ロング缶)	日本酒 (1合)	ウイスキー (ダブル)	焼酎 (1合)	ワイン (グラス2杯)	チューハイ (ジョージア)
アルコール度数	5%	15%	43%	25%	12%	7%
内容量	500ml	180ml	200ml	100ml	200ml	350ml

※参考 「純アルコール量の計算式」
 酒の量(ml) × [アルコール度数(%) + 100] × 0.8 (アルコール比重) = 純アルコール量(g)
 (例) ビール(5%)のロング缶(500ml) 1本 500 × [5 + 100] × 0.8 = 20(g)

(例) 午後10時にビール中瓶2本、日本酒2合を飲み終えた場合(4単位)
 アルコール分解 **約16～20時間** (午後2時～午後6時)

⇒ 翌日朝に運転した場合、**飲酒運転???**

飲酒運転

○ 酩酊・徘徊・寝そべり等の歩行者の關係する事故

年	死亡事故	負傷事故
令和元年	6	16
令和2年	9	10
令和3年	9	5
令和4年	10	11
令和5年	11	12

～酩酊・徘徊・寝そべり等を見つけたら～

- ・ ハザードランプを点灯させて、手前で停止
- ・ 速やかに「110通報」
- ・ 警察官が到着するまで、その場で待機

ご協力をお願いします

